

キッチンユニット用電気コンロに係る火災事故防止について

平成19年8月24日 消防庁予防課長 消防予第307号

電気用品及び燃焼機器の不備欠陥又は使用方法の誤り等の原因による火災等の事故については、「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）」（平成18年9月19日付消防予第398号消防技第61号）によりご報告いただくようお願いしているところです。

このうちキッチンユニット等で使用されている電気コンロの一部について、身体や物の接触により意図せずスイッチが入る恐れがあることからメーカーによる無償改修が実施されているところですが、今般、メーカーからなる「小形キッチンユニット用電気コンロ協議会」において、当該不具合について記したチラシ等（別添参照）が作成されました。

当該不具合について、御注意いただきますとともに、当該チラシについては、下記連結先に必要事項を併せて御連絡いただければ、同協議会より送付されますので、火災予防活動の機会を捉え御活用いただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

連結先：小形キッチンユニット用電気コンロ協議会事務局 担当 樋口

電話 03 - 3556 - 5916 Fax 03 - 3556 - 5918

必要事項に送付先、サイズ毎の必要部数（サイズはA2、A3、A4の3種類）

送料は協議会において負担されます。

（別添は割愛しました。）。